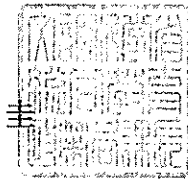


元教参学第48号
令和2年3月31日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課長
各都道府県私立学校主管課長
附属学校を置く各国公立大学法人担当課長
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課長
各国公私立高等専門学校担当課長
各都道府県教育委員会専修学校主管課長
専修学校を置く各国立大学法人担当課長
厚生労働省医政局医療経営支援課長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課長

殿

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課長
三好



(印影印刷)

学校安全に関する更なる取組の推進について（依頼）

各位におかれては、学校安全に関してこれまでも御尽力をいただいているところですので。

このたび、文部科学省において、「学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査」（平成30年度実績）の結果を公表しました。

別紙のとおり、多くの学校において学校安全の取組が推進されておりますが、一部前回調査に比べ取組が進んでいない状況がうかがえました。このほか、学校安全計画や危険等発生時対処要領等、学校保健安全法で策定が義務付けられている事項について、未だ策定していない学校が見られるなど、取組の一層の推進が求められます。

各位におかれては、引き続き、「第2次学校安全の推進に関する計画」（平成29年3月24日閣議決定）等を踏まえ、各学校における実効性のある取組を進めてくださるようお願いいたします。

各都道府県・指定都市教育委員会におかれては、所管の学校（専修学校を含む。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対し、各都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の学校法人及び学校に対し、各国公立大学担当課におかれては、所管の附属学校に対し、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会

社担当課におかれては、所轄の学校設置会社及び学校に対し、厚生労働省の専修学校主管課におかれては、所管の専修学校に対し、各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては、域内の市区町村認定こども園主管課及び所轄の認定こども園に対して、周知されるようお願いいたします。

記

1. 学校安全計画の策定・見直しについて

学校安全計画は、学校保健安全法第 27 条により、全ての学校において策定し、これを実施することが義務付けられていることから、未策定の学校においては確実に策定すること。策定に当たっては、学校安全計画の策定例を学校安全資料「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育」に記載しているので、これを参考に、学校安全計画の中に、①学校の施設設備の安全点検、②児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全指導、③教職員に関する研修について盛り込むこと。

また、学校安全計画は、毎年度、学校の状況や前年度の学校安全の取組状況等を踏まえ見直しを行った上で策定されるべきものであり、随時、見直しを行うこと。

2. 危険等発生時対処要領の作成・見直しについて

危険等発生時対処要領（以下「危機管理マニュアル」という。）は、学校保健安全法第 29 条により、全ての学校において、危険等が発生した際に教職員が円滑かつ的確な対応を図るため作成が義務付けられていることから、未作成の学校においては、「学校の危機管理マニュアル作成の手引」及び「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」を参考に、不審者侵入や地震・津波等の自然災害への対応のほか、ミサイル・テロ等の新たな危機事業も含めたあらゆる場面における様々な危機事象を想定し、確実に作成するとともに、避難訓練等の反省・課題や地域住民、関係機関の専門家等の助言を踏まえ、随時、見直しを行うこと。

特に、危機管理マニュアルの作成・見直しをする際には、下記通知で依頼したとおり、防災部局等とも連携するとともに、水防法や津波防災地域づくりに関する法律等の対象となる学校については、危機管理マニュアルに必要関係事項を記載すること。

また、弾道ミサイル発射時の対応等について、最新の情報を「国民保護ポータルサイト」等で取得し、学校における避難行動や避難訓練、情報伝達手法等について危機管理マニュアルに反映すること。

併せて、学校の教職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において教職員が適切に対処するために必要な措置を講じ、随時、見直しを行うこと。

<「自然災害に対する学校防災体制の強化及び実践的な防災教育の推進について（依頼）」元教参学第 31 号 令和元年 12 月 5 日>

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1422067_00001.htm

3. 安全に関する教育の充実について

学校における安全教育については、安全に関する資質・能力を明確化し、学校教育活動全体を通じた教科等横断的なカリキュラムマネジメントの確立を通じ、地域の特性や児童生徒等の実情に応じた安全教育を推進することが重要である。上記の学校安全資料を参考に、令和2年度から順次実施される新学習指導要領に基づき、体育科・保健体育科、技術・家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう、学校教育活動全体を通じて計画的な指導を行うこと。

4. 家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校安全の推進について

児童生徒等の安全を確保するためには、学校が児童生徒等の保護者との連携を図るとともに、地域の実情に応じて、当該地域を管轄する警察署その他の関係機関、地域の安全を確保するための活動を行う団体その他の関係団体、当該地域の住民その他の関係者との連携を図ることが重要である。

例えば、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）や地域学校協働本部を活用した、地域と連携・協働した防災訓練等の学校安全の取組や、セーフティプロモーションスクール（SPS）等の先進事例を参考にした、学校、地域、関係機関が一体となった組織的な学校安全の取組等を実施すること。

また、学校は、学校安全計画や危機管理マニュアルの作成・見直しを行う場合に、家庭や地域住民、関係機関等に意見・助言を聴取して計画等に反映するなどして、協力体制を整備すること。

5. 登下校等における安全確保について

「登下校防犯プラン」（平成30年6月22日、登下校時の子供の安全確保に関する閣僚会議決定）を踏まえ、家庭、地域、警察等の関係機関と連携し、学校や地域の実情に応じた登下校時の児童生徒等の安全確保対策について着実に実施すること。

また、教育委員会、学校、PTA、警察、道路管理者などの関係者を構成員とする協議会で策定された基本的方針（通学路交通安全プログラム）に基づく取組として、災害の視点も踏まえた定期的な合同点検の検討・実施、点検結果に基づく対策の実施、対策効果の把握及びそれを踏まえた対策の改善・充実を一連のPDCAサイクルとして繰り返し実施すること。

併せて、幼稚園、小学校等の周囲における交通安全対策につなげるため、スクール・ゾーン（特に子供の交通安全の確保を図る特定地域）の設定及び定着化を積極的に推進すること。

<学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査 URL>

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1339095.htm

(参考) 参考資料リンク集

- ・ 第2次学校安全の推進に関する計画（平成29年3月24日閣議決定）
<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/plan-gakkouanzen/index.html>
- ・ 学校安全資料『「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育』
http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1416715.htm
- ・ 学校安全計画作成例
https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/fieldfile/2019/05/15/1416681_09.pdf
- ・ 学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き
<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/data/saigai02.pdf>
- ・ 学校の危機管理マニュアル作成の手引
<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/data/aratanakikijisyou.all.pdf>
- ・ 水防法又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく避難確保計画の作成及び訓練の実施の徹底について（通知）
http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1416128.htm
- ・ 津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波対応に係る避難確保計画の作成及び訓練の実施について（通知）
http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1422067.htm
- ・ 国民保護ポータルサイト
<http://www.kokuminhogo.go.jp/>
- ・ 学校安全ポータルサイト
<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/>
- ・ コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）について（「学校と地域でつくる学びの未来」ウェブサイト）
<https://manabi-mirai.mext.go.jp/torikumi/chiiki-gakko/cs.html>
- ・ セーフティプロモーションスクールについて（国立大学法人大阪教育大学 学校危機メンタルサポートセンターウェブサイト）
<http://nmsc.osaka-kyoiku.ac.jp/sps>
- ・ 登下校防犯プランに基づく取組
<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/tougekoubouhan/index.html>

【本件担当】

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育推進室学校安全係
電話：03-5253-4111（内線 2966）
E-mail：anzen@mext.go.jp

学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査 (平成30年度実績)のポイント

別紙

文部科学省では、学校保健安全法に基づき策定された第2次学校安全の推進に関する計画（平成29年3月24日閣議決定）を踏まえた、各学校における安全教育や安全管理に関する取組について調査を行っている。

このたび、平成30年度実績について取りまとめて公表するもの。

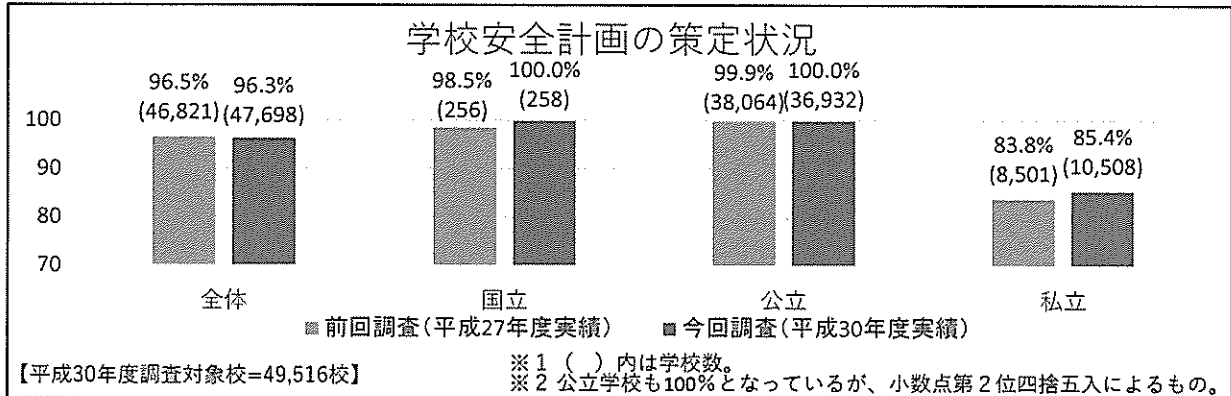
1. 調査対象

全国の国立・公立・私立の小学校(19,411校)、中学校(10,072校)、義務教育学校(87校)、高等学校(5,040校)、中等教育学校(54校)、幼稚園(9,519校)、幼保連携型認定こども園(4,202校)及び特別支援学校(1,131校) 【計49,516校】

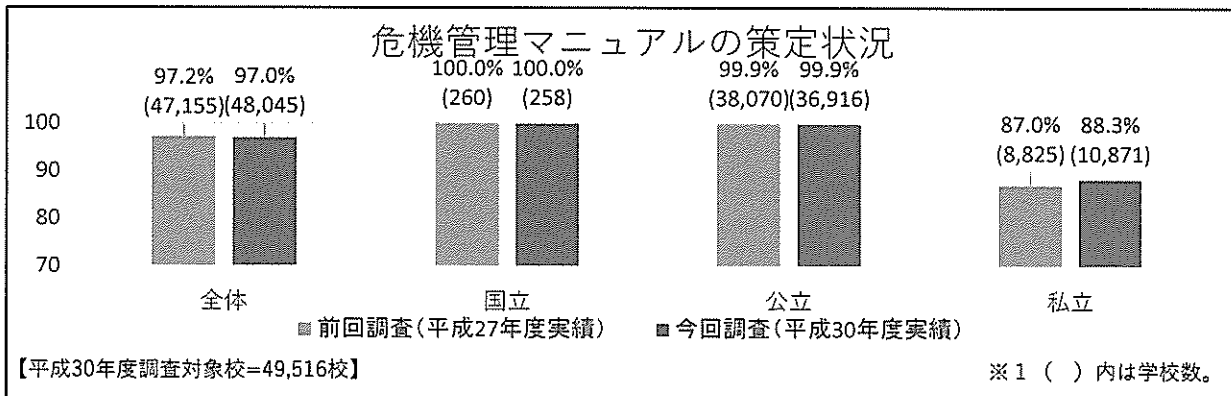
2. 結果の主な概要

(1) 学校保健安全法に基づき策定等が義務付けられている計画等の状況

●学校安全計画の策定状況は96.3%（前回96.5%）と微減しているが、国立学校については100%を達成。



●危険発生時対処要領（危機管理マニュアル）の作成状況は97.0%（前回97.2%）と微減。



(学校安全計画の策定等)

学校保健安全法<抜粋>

第二十七条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

(危険等発生時対処要領の作成等)

第二十九条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領（次項において「危険等発生時対処要領」という。）を作成するものとする。

(2) 通学路・通園路の安全確保に向けた取組状況

- 通学路・通園路を設定している学校は65.6% (32,470校)。【新規設問】
 ※うち通学路を設定している小学校は98.1% (19,049校)。
- 通学路・通園路を設定している学校 (32,470校) のうち、通学路・通園路の安全点検を実施している学校は98.8% (32,092校) (前回86.8%) と増加。
- スクール・ゾーン (子供の交通安全の確保を図る特定地域) を設定している学校は25.8% (12,755校)。【新規設問】
 ※うちスクール・ゾーンを設定している小学校は46.5% (9,022校)。

スクール・ゾーンの安全対策の実施内容(小学校)

スクール・ゾーンの明示化	交通規制	道路環境の物理的な改善
88.8%(8,012校)	63.7%(5,748校)	23.9%(2,155校)

※複数回答可

【小学校数=19,411校】

(3) 地域の関係機関との連携状況

- 地域の行政機関と安全に関する情報共有や共同訓練等を行っている学校は87.0% (43,068校)。【新規設問】

(4) 学校の安全管理の取組状況

- 学校や地域の状況等を踏まえて、備えている設備や備品等について全体的に増加傾向。

前回調査より増加した主な設備や備品(前回調査と比較して増加したもの)

①防犯監視システム

②通報システム

③安全を守るための器具

	防犯カメラ	センサー	インターフォン	校内緊急通話システム	さすまた	盾	笛付の名札
今回	58.1% (28,793校)	39.3% (19,475校)	63.5% (31,434校)	40.4% (20,017校)	88.2% (43,655校)	5.0% (2,478校)	18.8% (9,314校)
前回	47.7% (23,146校)	38.9% (18,864校)	62.7% (30,419校)	37.6% (18,224校)	85.3% (41,372校)	4.7% (2,277校)	16.7% (8,082校)

※複数回答可

【学校数=49,516校】

- 「学校事故対応に関する指針」に基づく調査対象となる事故が発生した学校 (7,860校) のうち、基本調査を実施した学校は94.2% (7,405校)。【新規設問】

「基本調査」とは、学校事故対応に関する指針(平成28年3月文部科学省)に基づき、学校において死亡事故及び治療に要する期間が30日以上の負傷や疾病を伴う場合等重篤な事故のうち、学校の設置者が必要と判断した事故について、学校が原則として3日以内を目途に行う調査。

- 災害等が発生した場合の休校等の判断基準について設置者と取り決めている学校は75.8% (37,510校)。【新規設問】

(5) 平成30年度に新たに実施した熱中症対策【新規設問】

日よけや扇風機などの設置	エアコンの設置（普通教室）や設置の検討	WBGT値や気象情報を参考にした活動の判断	こまめな水分補給や休憩、健康管理の徹底	夏休み前等に児童生徒等への指導	体育大会等の行事の開催時期の変更	夏季休業日の延長、臨時休業日の設定、登校日の延期・中止等
31.9% (15,771校)	38.8% (19,204校)	44.7% (22,152校)	66.1% (32,754校)	50.8% (25,175校)	9.1% (4,528校)	5.4% (2,667校)

※複数回答可

【学校数=49,516校】

(6) 「登下校防犯プラン」(平成30年6月)を受けた防犯教育の充実【新規設問】

「地域安全マップ」「通学路安全マップ」の作成を通じた指導	警察官や防犯の専門家を活用した防犯教室等の充実	具体的対処方法の訓練等、実践的な防犯教育	安全学習教材等を活用した効果的な防犯教育
28.2%(13,986校)	53.6%(26,517校)	29.4%(14,581校)	25.3%(12,527校)

※複数回答可

【学校数=49,516校】

(7) 登下校中の地震発生時の対応に係る指導の実施状況

- 平成30年6月に発生した大阪府北部を震源とする地震に発生を受けて発出した「学校におけるブロック塀等の安全点検等について（通知）」を踏まえ、改めて通学路の確認や、地震が起きた際の指導を行った学校は77.7% (38,473校)。
【新規設問】

(8) 弾道ミサイル発射に係る学校安全の対応状況

- 弾道ミサイルが発射された場合の対応について、平成30年度中に危機管理マニュアルや学校安全計画に反映した学校は48.1% (23,795校)。
【新規設問】

3. 主な分析

- 大多数の学校において、概ね学校安全の取組が推進されているが、学校保健安全法で策定が義務付けられている学校安全計画及び危機管理マニュアルについて、一部未策定の学校があることから、引き続き100%の達成を目指す。
- 国公立学校に比べて全国的に私立学校における取組が低い。また、取組によっては自治体・地域ごとのバラツキが大きく、取組が弱い地域に働きかけ、取組を底上げしていく必要がある。

4. 今後の対応

- 教育委員会等に本調査結果を踏まえて、一層の学校安全の取組の推進を依頼する通知を発出する。
- 文部科学省で実施する研修において、本調査結果を踏まえた研修を実施するとともに、学校安全ポータルサイトでも各地域の優良事例等を積極的に発信する。
- 都道府県・指定都市教育委員会の学校安全担当者を対象として実施している連絡会議を、新たに国立附属学校及び都道府県私立学校担当者も対象とするとともに、私立学校関係団体とも連携しつつ私立学校の取組を促す。

学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査【概要】 (平成30年度実績)

※「小学校等」とあるのは、特別支援学校の小学部、「中学校等」とあるのは、特別支援学校の中学部、「幼稚園等」とあるのは、特別支援学校の幼稚部及び幼保連携型認定こども園を含む。

※「前回」は、前回調査(H27年度実績)の数値であり、数値が入っていない項目は今回から調査を実施したものである。

1. 学校安全計画の策定状況と内容の充実について

(1) 学校安全計画を策定している学校の割合

今回	前回
96.3%	96.5%

①学校安全計画に学校の施設及び設備の安全点検について盛り込んでいる学校の割合

今回	前回
99.2%	98.8%

②学校安全計画に安全に関する指導について盛り込んでいる学校の割合

今回	前回
99.4%	99.2%

③学校安全計画に教職員の研修について盛り込んでいる学校の割合

今回	前回
87.8%	87.9%

④定期的又は必要に応じて学校安全計画の見直しを行った学校の割合

今回	前回
94.0%	92.9%

⑤学校安全計画を推進するための中核となる教職員の割合（複数回答可）

	校長	教頭・副校長	主幹教諭	教務主任	生徒指導主事	その他の教諭等	臨時講師	(用務員等)	その他
今回	38.7%	57.5%	19.0%	17.3%	27.8%	59.9%	1.1%	1.9%	3.8%
前回	34.5%	50.9%	14.6%	17.5%	28.9%	59.5%	1.3%	2.6%	3.6%

⑥学校安全計画や安全教育等の取組を保護者へ周知している学校の割合

今回	前回
78.6%	77.9%

(2) 学校の施設及び設備の安全点検を実施した学校の割合

今回	前回
98.6%	99.1%

①安全点検を実施した学校のうち、支障となる事項があった学校の割合

今回	前回
47.1%	46.1%

②支障となる事項があった学校のうち、改善を図るための措置を講ずることができない事項があった学校の割合

今回	前回
67.2%	61.8%

③改善を図るための措置を講ずることができなかった学校のうち、改善を図るための措置を講ずることができない事項について、設置者へ申し出た学校の割合

今回	前回
99.6%	99.0%

(3) 通学路・通園路を設定している学校の割合

今回	前回
65.6%	-

※参考

幼稚園	定幼 こども 園 保連 携型 認	小学校	中学校
28.3%	12.6%	98.1%	77.6%

①通学路・通園路の安全点検を実施した学校の割合

今回	前回
98.8%	86.8%

※参考

幼稚園	定幼 こども 園 保連 携型 認	小学校	中学校
96.5%	96.0%	99.8%	98.3%

②スクール・ゾーン（子供の交通安全の確保を図る特定地域）を設定している学校の割合

今回	前回
25.8%	-

※参考

幼稚園	定幼 こども 園 保連 携型 認	小学校	中学校
10.9%	6.1%	46.5%	20.9%

③スクール・ゾーンにおける安全対策の実施内容の割合（複数回答可）

示ソス 化ク ン のル 明・	交 通 規 制	番物道 理路 環 な境 改の	そ の 他
85.0%	62.7%	22.1%	4.9%

(4) 児童生徒等に、通学路の安全マップを作成させている学校の割合

今回	前回
36.8%	42.2%

※調査対象〔幼稚園等を除く〕

(5) 学校安全に関して指導している教育活動の状況（複数回答可）

		教 科	の総 時合 間的 な学 習	学 校 行 事	フ会 活児 動童 会、 ク生 ラ徒	活ホ 動学 級 ム活 ル動 ム	園 内 で の 活 動	園 外 で の 活 動	そ の 他
生活安全(防犯含む)	今回	48.8%	28.5%	60.6%	21.2%	63.2%	84.4%	29.4%	6.0%
	前回	41.5%	27.1%	69.2%	19.5%	82.0%	-	-	12.9%
災害安全	今回	52.7%	32.1%	69.2%	12.8%	58.4%	84.0%	31.6%	5.5%
	前回	49.1%	30.8%	80.7%	13.1%	76.2%	-	-	12.0%
交通安全	今回	44.0%	27.2%	65.2%	20.8%	61.7%	75.0%	58.0%	6.8%
	前回	39.8%	25.8%	73.5%	21.1%	81.9%	-	-	15.0%
新たな危機事象	今回	15.6%	9.5%	21.1%	4.5%	39.3%	37.3%	11.7%	6.8%
	前回	-	-	-	-	-	-	-	-

(6) 安全確保のための登下校方策を恒常的に実施した学校の割合

※調査対象〔高等学校等を除く〕

○集団登下校を実施した学校の割合

今回	前回
95.2%	90.6%

○保護者や地区の人々、ボランティア等による同伴又は見守りを実施した学校の割合

今回	前回
31.7%	33.9%

○スクールバスによる送迎を実施した学校の割合

今回	前回
76.7%	77.9%

○ICTの導入による登下校管理（ICタグ等）を実施した学校の割合

今回	前回
29.7%	28.9%

○その他の方策を実施した学校の割合

今回	前回
6.8%	-

(7) 日頃の安全教育・管理や危機発生時における役割についての教職員の理解状況

①教職員に対する校内研修を実施した学校の割合

今回	前回
98.1%	-

②教職員に対する校外研修への派遣を行った学校の割合

今回	前回
91.3%	90.0%

今回	前回
74.5%	72.6%

2. 危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の作成状況について

(8) 危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）を作成している学校の割合

今回	前回
97.0%	97.2%

①危機管理マニュアルに盛り込んでいる内容の割合（複数回答可）

	（生活 防犯安全 含む）	災害 安全	交通 安全	新た な危 機事 象
今回	95.5%	97.0%	75.0%	41.3%
前回	92.8%	97.3%	68.3%	-

②危機管理マニュアルに事件・事故発生後における児童生徒等とその家族への対応方策や事実経過の
確認等について盛り込んでいる学校の割合

今回	前回
89.9%	90.9%

③定期的又は必要に応じて危機管理マニュアルの見直しを行った学校の割合

今回	前回
92.2%	90.5%

④危機管理マニュアルを保護者へ周知している学校の割合

今回	前回
46.2%	47.5%

(9) 津波浸水想定区域に所在する学校の割合

今回	前回
12.0%	10.8%

①津波浸水想定区域に所在している学校のうち、津波被害を想定した危機管理マニュアルを作成している学校の割合

今回	前回
90.3%	91.1%

②津波浸水想定区域に所在している学校のうち、津波被害を想定した避難訓練を実施している学校の割合

今回	前回
89.8%	90.5%

(10) UPZ内（緊急時防護措置準備区域、原子力施設から概ね半径30km）に所在する学校の割合

今回	前回
4.7%	4.7%

①UPZ内に所在する学校のうち、原子力災害被害を想定した危機管理マニュアルを作成している学校の割合

今回	前回
82.6%	78.6%

②UPZ内に所在する学校のうち、原子力災害被害を想定した避難訓練を実施している学校の割合

今回	前回
50.2%	55.7%

3. 地域の関係機関との連携について

(11) 地域の行政機関との間で安全に関する情報共有や共同訓練等を行っている学校の割合

今回	前回
87.0%	-

(12) 児童生徒等の安全の確保を図るために、協力要請や情報交換を行うための会議を開催する等の連携を行っている家庭や地域の関係機関・団体等の割合（複数回答可）

	員地 会域 学 校 安 全 委 員	議学 会校 警 察 連 絡 協 議	携防 会災 議に 関 等する 連	携防 会犯 議に 関 等する 連	運全 絡確 協保 議路 にの 関交 する 安	働会 本学 部校 等地 運 營 学 校 協 議 協	催時 的案 にに 会 議 を て 開 臨	そ の 他
生活安全(防犯含む)	24.0%	50.1%	11.6%	31.4%	22.0%	30.0%	15.5%	13.0%
災害安全	19.4%	19.0%	32.6%	11.1%	13.9%	26.8%	16.3%	13.3%
交通安全	23.2%	43.2%	9.6%	17.5%	35.1%	29.3%	14.5%	13.6%
新たな危機事象	10.3%	16.0%	7.8%	7.2%	6.7%	15.8%	14.9%	8.1%

4. 学校の安全管理の取組状況について

(13) 学校内外において地域のボランティア等による巡回・警備が行われている学校の割合

今回	前回
64.0%	66.1%

(14) 学校敷地内や校舎内への不審者侵入防止のための対応をとっている学校の割合

今回	前回
97.3%	96.9%

(15) 学校敷地内での不審者の発見・排除のための対応や学校へ不審者が侵入する等の緊急時に備えた対応をとっている学校の割合

今回	前回
98.1%	97.9%

(16) 学校や地域の状況等を踏まえて、備えている設備や備品（複数回答可）

①防犯監視システム

	防犯カメラ	センサー	インターフォン	認証装置	警備員の配置	視その他の防犯システム
今回	58.1%	39.3%	63.5%	5.3%	9.7%	10.3%
前回	47.7%	38.9%	62.7%	4.8%	9.7%	10.6%

②通報システム

	校内緊急通話システム	警察との連絡システム	警備会社との連絡システム	防犯ボタンの非常押し装置	携帯型押しボタン	その他の通報システム
今回	40.4%	29.8%	72.8%	45.6%	4.0%	3.9%
前回	37.6%	35.4%	73.1%	47.3%	5.6%	4.7%

③安全を守るための器具

	さすまた	盾	催涙スプレー	ネット	杖	笛付の名札	防犯ブザー	その他の安全器具
今回	88.2%	5.0%	15.9%	9.9%	6.4%	18.8%	35.1%	9.4%
前回	85.3%	4.7%	16.4%	10.4%	8.0%	16.7%	35.6%	9.1%

(17) 「学校事故対応に関する指針」に基づく基本調査を実施した学校の割合 ※平成29年4月1日から平成31年3月31日までに発生した学校事故のうち、基本調査の対象となる事故が発生した学校における実施割合	今回	前回					
	94.2%	-					
(18) 児童生徒等の熱中症予防のための対策を実施している学校の割合	今回	前回					
	99.9%	99.7%					
(19) 被災時に児童生徒等が学校に待機することを想定して備蓄を行っている学校の割合 (複数回答可)	今回	前回					
	79.7%	74.5%					
(20) 指定避難所に指定されている学校の割合	今回	前回					
	62.6%	-					
①避難所になった場合の対応等について、自治体防災担当部局や地域住民等との間であらかじめ連携が図られている学校の割合	今回	前回					
	62.9%	63.5%					
(21) 災害時における児童生徒等の引き渡し待機方法について、保護者との間で手順やルールを決めている学校の割合	今回	前回					
	84.8%	82.0%					
(22) 緊急地震速報受信システムを設置又は令和元年度内に設置を予定している学校の割合	今回	前回					
	49.5%	47.0%					
(23) 災害や新たな危機事象が発生した場合の休校等の判断基準について設置者と取り決めている学校の割合	今回	前回					
	75.8%	-					
(24) 学校安全に関する外部の専門家や学校教育の専門家との連携を図るなど、学校安全計画や避難訓練等を外部有識者がチェック・助言する体制が整備されている学校の割合	今回	前回					
	33.6%	33.1%					
(25) 平成30年度内に防災訓練等（避難訓練を含む）を実施した学校の割合（複数回答可）	今回	前回					
	99.9%	99.5%					
(26) 自動体外式除細動器（AED）を設置又は令和元年度内に設置を予定している学校の割合	今回	前回					
	95.1%	93.9%					
①AEDを設置している学校のうち、 <u>2台以上を設置している学校の割合</u>	今回	前回					
	25.1%	20.6%					
②AEDの設置場所（複数回答可）							
	保健室	職員室	事務室	体育館	校庭	玄関	その他
今回	13.8%	28.4%	5.7%	26.4%	2.4%	40.4%	15.0%
前回	13.9%	30.0%	5.8%	24.2%	2.0%	36.9%	13.8%
③AEDを設置している学校のうち、 <u>日常的に点検を実施している学校の割合</u>	今回	前回					
	98.6%	98.3%					
(27) 児童生徒等を対象としたAEDの使用を含む応急手当の実習を行っている学校の割合 ※特別支援学校及び幼稚園等を除いた学校の割合	今回	前回					
	51.6%	49.5%					
(28) 教職員を対象としたAEDの使用を含む応急手当の実習を行っている学校の割合	今回	前回					
	92.4%	91.4%					

5. 平成30年度に新たに実施した学校における熱中症対策について

(29) 平成30年の気象状況を踏まえ、既存の対策に加え、新たに実施した熱中症対策（複数回答可）

	な日 どの よけ の設 置 置 置 風 機	設 置 の 検 討 （ 普 通 教 室 ） や 置	し 象 情 報 を 参 考 や 判 断 に	管 給 の 徹 底 健 康	こ ま め な 水 分 補	導 童 夏 休 生 徒 等 へ の 指 児	変 事 の 開 催 時 期 の 行	の の 延 期 ・ 中 止 等	長 の 設 定 ・ 登 校 日 延	夏 季 休 業 日 の 延	そ の 他
今回	31.9%	38.8%	44.7%	66.1%	50.8%	9.1%	5.4%	10.0%			

6. 登下校防犯プランを受けた防犯教育について

(30) 登下校防犯プランを受けて実施した学校における防犯教育を充実させる取組（複数回答可）

	成 全 マ ン ジ ブ 指 導	充 た し た 防 犯 教 育 の 実 施	警 察 官 や 防 犯 官 の 活 用	的 な 防 犯 教 育 の 実 施	具 体 的 な 防 犯 教 育 の 実 施	的 な 防 犯 教 育 の 実 施	安 全 学 習 材 料 の 利 用	そ の 他
今回	28.2%	53.6%	29.4%	25.3%	7.3%			

7. 登下校中の地震発生時の対応に係る指導の実施状況について

(31) 「学校におけるブロック塀等の安全点検等について（通知）」を踏まえ、改めて通学路の確認や、地震が起きた際の指導を行った学校の割合

今回	前回
77.7%	-

8. 弾道ミサイル発射に係る学校安全に関する学校の対応状況について

(32) 平成30年度中に弾道ミサイルに関する避難訓練の実施又は合同訓練等に参加した学校の割合

今回	前回
13.4%	-

(33) 弾道ミサイルが発射された場合の対応について、平成30年度中に危機管理マニュアルや学校安全計画に反映した学校の割合

今回	前回
48.1%	-